

**No.11**

2002年8月発行

# 淀川水系 流域委員会 猪名川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## CONTENTS

第11回猪名川部会の内容……………P.1

これまで開催された委員会および部会等について……………P.6

当日資料の閲覧・入手方法……………P.7

平成14年6月11日(火) 第11回猪名川部会が開かれました。



【新大阪ワシントンホテルプラザにて】

## 第11回猪名川部会 委員リスト

2002.6.11現在  
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	池淵 周一 (部会長代理)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	委員会
2	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-
4	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-
12	米山 俊直 (部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会

### 部会長からの依頼により出席されている猪名川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	委員会

注1：対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## 第11回猪名川部会の内容

10名の委員が出席して、審議が行われました。猪名川部会の中間とりまとめの内容について、河川管理者と委員による意見交換が行われました。また、論点別ワーキンググループの設置など今後の部会の活動についての議論も行われました。

第11回猪名川部会(2002.6.11開催)結果報告 (部会後に開催された懇談会含む)	2002.6.12 庶務発信
<p>開催日時：2002年6月11日(火) 17:10~19:10 場 所：新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 レ・ルミエール</p>	
<p>1 決定事項</p> <p>論点別ワーキンググループに関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会開催後の懇談会にて、論点別ワーキンググループのメンバーとして、以下の案(部会長、部会長代理により作成)が提案され、出席委員の間で了承された(今後、欠席委員の承諾を得て確定する)。</li> <li>治水WG：池淵部会長代理(リーダー)、田中哲夫委員、畚野委員、(尾藤委員*)</li> <li>利水WG：本多委員(リーダー)、田中哲夫委員、畑委員、細川委員、森下委員、矢野委員</li> <li>利用・環境WG：松本委員(リーダー)、服部委員、東山委員、米山部会長、(吉田委員*)</li> </ul> <p>(*は部会長からの依頼により参加されている猪名川部会以外の委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則非公開とし、議論の結果等は公表する。各WGに外部の専門家を入れることも検討する。また、必要な場合には河川管理者も議論に参加いただく。</li> </ul> <p>今後の部会、検討会の開催日程</p> <p>6月28日(金)17:00~20:00 第3回猪名川部会検討会(前半：WG、後半：全体検討会)</p> <p>7月11日(木)17:30~20:30 第12回猪名川部会(大阪駅周辺を予定)</p>	
<p>2 審議の概要</p> <p>委員会の報告</p> <p>第9回から第12回委員会について報告が行われた後、委員会ワーキンググループ設置の主旨について説明が行われ、検討結果は部会の審議にも随時還元していくことが確認された。</p> <p>河川管理者との意見交換</p> <p>「猪名川部会中間とりまとめ」のとりまとめの経緯、概要について説明が行われた後、資料3-1「猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020529」を元に、主要な論点にかかわる質問を中心に、主に治水について質問(6)(14)(15)(48)(35)(36)に関する意見交換が行われた。今後もワーキンググループで議論を深めつつ、引き続き河川管理者との意見交換を行うことになった。また、「上流、下流、中流」、「上流域、中流域、下流域」の概念について、部会と河川管理者との認識の共有化を図るため、次回、河川管理者より説明が行われることになった。</p> <p>一般傍聴者からの意見聴取 一般傍聴者2名から発言があった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

## 猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者の意見交換より

第11回猪名川部会では、資料3-1「猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020529」をもとに、委員と河川管理者による意見交換が行われました。当日に議論された質問と意見交換の主な内容は以下のとおりです。

### 猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要

#### <はじめに>

部会長 河川整備計画原案の作成のためには、河川管理者が具体的なイメージを持つ必要があります。そこで、委員会と河川管理者が共通の認識を持つための、具体的かつ詳細な検討を行

うワーキンググループを設置します。本日はその前段階として、委員会や部会の使命ともいえるような本質的な論点について意見交換を行いたいと思います。

#### 住民の周知に関して

住民の生命財産を守るための治水がまず重要である。幸いなことに、近年は年々訪れる台風の被害も大規模な壊滅的出水災害にはならず推移してきた。それでも、昭和28年9月、35年8月、42年7月、43年8月、同年9月、58年9月、平成元年9月にはそれぞれ被害がでている。猪名川には中流部には銀橋狭窄部とよばれる地点があり、そこでは度々浸水被害が見られる。また、下流部では台風などの雨量と高潮によって広い範囲の浸水被害が予想される。この洪水の危険性を広く(6)住民が周知し認識して、対応策を講じておく必要がある。自然の制御不能の側面を知り、被害を最小にする努力を続けながらも、従来の方向を転換してゆく。

質問 周知の実施者についての解釈は、河川管理者が行っていることを住民側も周知することと理解して良いでしょうか。

部会長代理 河川管理者がこれまでに実施してきたことを、住民側が主体性を持って知っていくということだったと思います。

委員 確かにそうですね。付け加えるとすれば、河川管理者が実施していることだけを周知すれば良いということではないと思います。

委員 どこが主体になって洪水の危険性を周知していくか？これまではその役割を河川管理者に押しつけてきました。その反省の意味が込め

られていると思います。具体的な方法としては、流域管理センターといった案が出ていますが、今後も議論していく必要があるでしょう。

委員 認識し周知するのは当然住民です。ただ、そのための方法を河川管理者が講じるということまでこの文章には含まれていると思います。つまり周知させる主体、その責任者は河川管理者だと思っています。

委員 洪水の危険性といったものは、行政や河

川管理者はとうに知っているわけです。それを住民に十分には知らせてこなかったという反省があるのなら、「住民が周知し認識して」ではなく「住民も周知し認識し」と書き改めるべきだと思います。

河川管理者 この質問の意図は、「では実際に河川管理者は何をすればいいのか？」というこ

となのです。

委員 河川管理者が一方的に情報を流すだけではなく、住民がそれをどう受け取ったのか、住民がそれをどう理解しどう評価しているのか、そういった「認知」が河川管理者には欠けていると思います。

#### 下流部がどこなのか、共通認識を

(14) 下流部に堤防未整備の危険区間がある

質問 「下流部」とはどの範囲を示すのか教えてください。(15) X 48 共通

河川管理者 下流部、中流部、上流部が具体的にどこを指しているのか、ご確認をお願いしたいと思います。

部会長代理 逆に河川管理者のほうからプレゼンテーションして頂いて、共通認識を得たいと思います。

河川管理者 わかりました。それと併せて、「猪名川水系」と「猪名川流域」についても、詳しくご説明したいと思います。

委員 小学校や中学校では、石がとがっているところが上流、石が丸まっているところが中流、

砂や泥になっているところが下流と教えています。これが一般的な認識だと思います。ですから、むしろ河川管理者の区分をこれに合わせるべきではないかと思います。

河川管理者 私たちが確認したいことは、下流部の堤防未整備区間がいったいどこのことなのか、中流部の狭窄部がどこなのか、具体的な共通認識を得たいと思っています。



## 治水の基本的方針について

(35) 洪水などによる人命の被害、財産の被害を最小限度に抑える努力をしながら、それでも万一水害が発生した時には、その影響を凌ぎ、受け流す努力をしなければならないだろう。

**質問** 委員会とりまとめ4-1にて記述されている「今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。すなわち、人命が損なわれることなく、また、家屋などの資産の損失は可能な限り少なくすることを目標とする。」と同様の意味と理解してよろしいでしょうか。

自然を制御できない以上、(36) 軽度の被害は社会全体で対応する方向で、ハードとしての河川での対応、ソフトとしての地域社会での対応、危機管理や住民の意識の変革などを同時に再構築していく必要がある。

**質問** 「軽度の被害は社会全体で対応する」とは、どのようなことを考えておられるのか教えてください。

委員 (35)の質問については、委員会と同様の意味と理解して頂いて結構だと思います。これが委員の共通認識でしょう。

部会長代理 それから(36)の「軽度の被害」で表現しているものが何なのかという問題もあります。

河川管理者 「社会全体で対応する」の具体的なイメージについても教えてください。保障や保険と言われてもよく分からないのです。

部会長代理 その辺りに関しては深く議論できていません。ワーキンググループで検討したいと思っています。

委員 この文章を読んで、何か被害が発生した際に、河川管理者だけに責任があるのではなく、被害地域に住んでいる住民にも責任があるのだという認識をもたなければならないと理解しました。

この流域委員会ではこれまでに誰もやってこなかったことに取り組もうとしています。例えば、淀川部会の中間とりまとめでは「ダムによる洪水調節は自然環境を破壊する恐れがあるため原則として採用しない」と明言されています。河川管理者と流域委員会がこのような最終目標に

合意できるかどうか重要だと思います。そのためには、まず流域委員会と河川管理者の間で何が異なるのかをはっきりさせることが大事だと思います。それから、「ダムはどうするのか」「何を持って住民の代表とするのか」といった大きなことについても議論する必要があります。河川管理者はこれまでの河川行政の反省をして、思い切った提案や変革に取り組んで頂きたいと思っています。

部会長代理 「社会全体で対応する」という言葉の中には「ダムは原則として採用しない」ということも1つの選択肢として含まれているのだと思います。先の委員がおっしゃった変革を部会としてどう提示していくか、これから議論していかなければなりません。そのための意見交換を今日スタートしたということです。



## 説明資料一覧

### 配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		i11-A
資料1-1	第9～12回委員会の結果報告	i11-B
資料1-2	委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	i11-C
資料1-3	委員会中間とりまとめ(020509版)に関する委員と河川管理者との意見交換	i11-D
資料2	猪名川部会中間とりまとめ	i11-E
資料3-1	猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(020529)	i11-F
資料3-2	河川管理者からの質問に対する委員からの意見および回答案	i11-G
資料3-2補足	質問対応に関わる委員会、他部会の活動事例	i11-H
資料4	今後の活動内容について	i11-I
参考資料1	第10回猪名川部会(2002.3.4開催)結果概要(暫定版)	i11-J
参考資料1補足	第2回猪名川部会検討会(2002.5.8開催)結果報告	i11-K
参考資料2	委員および一般からの意見	i11-L

注1: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.7の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2: 「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

## これまで開催された委員会および部会等について

第11回猪名川部会(平成14年6月11日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会	第1回	平成13年2月1日(木)	第6回	平成13年11月29日(木)	第10回	平成14年4月26日(金)
	第2回	平成13年4月12日(木)	第7回	平成14年2月1日(金)	第11回	平成14年5月15日(月)
	第3回	平成13年6月18日(月)	第8回	平成14年2月21日(木)	第12回	平成14年6月6日(木)
	第4回	平成13年7月24日(火)	第9回	平成14年3月30日(土) (意見聴取の会含む)		
	第5回	平成13年9月21日(金)				
琵琶 湖 部 会	第1回	平成13年5月11日(金)	第7回	平成13年11月20日(火) (現地視察)	第12回	平成14年4月7日(日)
	第2回	平成13年6月8日(金) (現地視察)	第8回	平成13年12月21日(金) 「意見聴取の試行のための会」	第13回	平成14年5月12日(日)
	第3回	平成13年6月25日(月) (現地視察)	第9回	平成14年1月24日(木)	第14回	平成14年6月4日(火) (現地視察)
	第4回	平成13年8月22日(水)	第10回	平成14年2月19日(火) (意見聴取の会含む)		
	第5回	平成13年10月12日(金)	第11回	平成14年3月13日(水)		
	第6回	平成13年11月1日(木)				
淀 川 部 会	第1回	平成13年5月9日(水)	第6回	平成13年8月19日(日) (現地視察)	第12回	平成14年2月5日(火)
	第2回	平成13年6月2日(土) (現地視察)	第7回	平成13年9月10日(月)	第13回	平成14年3月14日(木)
	第3回	平成13年7月6日(金)	第8回	平成13年10月31日(水)	第14回	平成14年4月5日(金)
	第4回	平成13年8月9日(木) (現地視察)	第9回	平成13年11月26日(月)	第15回	平成14年5月27日(月)
	第5回	平成13年8月11日(土) (現地視察)	第10回	平成13年12月17日(月)		
猪 名 川 部 会	第1回	平成13年5月23日(水)	第5回	平成13年10月9日(火)	第9回	平成14年2月15日(金)
	第2回	平成13年6月7日(木) (現地視察)	第6回	平成13年12月18日(火)	第10回	平成14年3月4日(月)
	第3回	平成13年6月21日(木) (現地視察)	第7回	平成14年1月18日(金)		
	第4回	平成13年8月7日(火)	第8回	平成14年1月27日(日) (意見聴取の会含む)		
そ の 他	設立会	平成13年2月1日(木)	第1回 合同勉強会	平成14年4月11日(木)		
	発足会	平成13年2月1日(木)				
	第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)				

## 当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



### 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会  
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL( )

E-Mail( )

お名前( )

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する      2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込  
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。

必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL( )

E-mail( )

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する      2. 希望しない

---

## 淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース No.11

---

2002年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

---

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。